

平成28年7月13日

(問1) 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（以下「認定の技術的基準」という。）に六の規定（ほ場等に、認定生産行程管理者等の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときにあっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす）が新設されたのは、どういう趣旨でしょうか。

(答)

使用禁止資材がほ場等に混入した場合、認定の技術的基準の一に定める生産に係る施設の基準に適合しない状態になりますが、こうした場合に、JAS法施行規則第46条第1項第三号へ(1)の認定取消しの要件「認定事業者に係る認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認定の技術的基準に適合するものとなることの見込まれないとき」に該当するかどうか不明確でした。

この点、認定生産行程管理者等が資材の評価を資材メーカーの提出した書類の確認により適切に行ったにもかかわらず、当該書類に誤りや偽りがあったため、結果として使用禁止資材を使用してしまった場合や、天災により使用禁止資材がほ場等に流入した場合等、使用禁止資材の混入が認定生産行程管理者の責に帰さない事由によるものであり、その量が微量であれば、「当該認定の技術的基準に適合するものとなることの見込まれないとき」には当たらないと考えられます。本規定は、こうした考え方を明確化したものです。

なお、このような場合であっても、当該ほ場は生産に係る施設の基準に適合しない状態であったことから、当該ほ場で生産された農産物を有機農産物として格付することは不適当です。このため、国際的な取扱いも踏まえ、当該使用禁止資材が混入した日から1年を経過した日までに収穫された生産荷口については格付不可とし、それ以降に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものと見なして格付することができることを、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法（以下「検査方法」という。）の二に規定しました。

(問2) 認定の技術的基準の六及び検査方法の二において定める混入した使用禁止資材の量が「微量」であるかどうかについては、どのように判断すれば良いのですか。

(答)

微量かどうかについては、使用禁止資材の種類、特性、使用の状況等により異なるため、一律に示すことは困難ですが、次のような例が考えられます。

1. 使用禁止資材を使用した場合

当該使用禁止資材の種類、特性や使用状況を、資材使用の標準的なケースに照らして判断することが基本であり、例えば、次に着目して判断することが考えられます。

- (1) 使用した資材に含まれる使用禁止資材の割合や単位あたりの施用量から算出したほ場に混入した使用禁止資材の量と施用基準、慣行レベル等の比較
- (2) 使用した使用禁止資材の実際の施用量と資材メーカー等が推奨する施用量の比較

2. 天災により使用禁止資材が流入した場合

天災により使用禁止資材が流入した場合は、一般的に、土砂崩れであればその土砂等を取り除くこと、河川の氾濫であれば水が引くことから、混入した使用禁止資材の量は、常に微量と考えます。

(問3) 農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合の、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間が1年以上であるもの、1年未満であるものは、それぞれどのような品目ですか。

(答)

当該期間は、個別の出荷事情に応じた期間ではなく、農林物資の品目に応じて見込まれる、出荷されてから消費されるまでの一般的な期間を言います。一般的に長期保存が可能な大豆、玄米、麦類、荒茶、冷凍肉等にあつては1年以上、長期保存ができない精米、野菜（根菜類、葉茎野菜、きのこ、山菜等）、果実、解凍肉、乳、卵等にあつては1年未満と整理します。

(問4) 格付規程に規定すべき事項として、「出荷後に有機農産物又は有機飼料のJAS規格等に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項」が加わりましたが、具体的にどのようなことを記載すべきですか。

(答)

出荷後に有機農産物等のJAS規格に不適合であることが明らかとなった荷口について、JAS法第19条の12の規定に基づき、販売業者が適切に格付の表示を除去し、又は抹消できるよう、認定事業者は、販売先に対し当該荷口が有機JAS規格に適合しなくなったことを通知する等適切な措置を行う旨を規定する必要があります。

【お問い合わせ先】

農林水産省 食料産業局
食品製造課 有機・行程規格班
担当：長谷 酒瀬川
TEL：03-6744-7139